

新型コロナウイルス感染症に係る令和3年度の 固定資産税・都市計画税を軽減します

事業収入が減少し、厳しい経営環境にある中小事業者、個人事業主に対して、令和3年度分限り事業用資産に係る固定資産税・都市計画税の課税が以下の通り軽減されます。下記期限までに申告書の提出が必要になりますので、忘れずに申請して下さい。

○対象事業者（中小事業者、個人事業主）

○対象要件

令和2年2月1日～令和2年10月31日までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入が、新型コロナウイルスの影響により前年同期に比べて30%以上減少していること。

○軽減の対象となる資産

(1) 事業用の家屋 (2) 償却資産 ※居住用家屋、土地は対象外

○軽減割合

事業収入の減少割合	課税標準額の軽減割合
30%以上50%未満減少している方	2分の1に軽減
50%以上減少している方	ゼロに軽減

○申請方法

認定経営革新等支援機関等※1 に以下の会計帳簿等(1)～(3)※2 を提供し、必ず次の①～③について確認を受け、様式(1) 特例措置に関する申告書(裏面)に確認の記名押印をもらった上で、市へ申請して下さい※3。

- ① この制度に該当する中小事業者等であること。
- ② 事業収入が昨年同時期と比較して30%以上減少したこと。
- ③ 事業用資産の内容

※1 認定経営革新等支援機関等とは税理士、会計士、中小企業診断士、金融機関、商工会等です。

・申請に必要な書類(※2) 各1部

- (1) 特例措置に関する申告書(裏面に認定経営革新等支援機関等による確認を受けたもの)
※様式は市ホームページ又は市役所 市民税務課 資産税係にあります。
- (2) 収入減を証する書類(会計帳簿や青色申告決算書の写し)
- (3) 特例対象家屋の事業用割合を示す書類(対象資産に事業用家屋の軽減を受ける場合、青色申告決算書等の該当部分の写し。例えば「減価償却費の計算」)

※3 認定支援機関の証明を受けた申告書原本(1)に加えて、同機関に提出した書類(2)(3)と同じものを市へ提出して下さい(コピー可)。

○申請期間および提出先、お問い合わせ先

令和3年1月4(月)日から令和3年2月1日(月)まで

尾花沢市役所 市民税務課 資産税係 (22-1111) まで

